

## I はじめに～なぜ投資関連協定が必要か～

海外直接投資は世界経済の健全な発展に大きな役割を果たす

(企業の事業機会拡大、投資受入国の国内雇用創出、革新的技術・ビジネスモデルの導入など多くのメリット)

世界の海外直接投資フロー：2015年を境に減少傾向

(米中貿易摩擦・英国のEU離脱・中東情勢等、国際情勢混迷、世界経済の先行き不透明感増大→減少に拍車がかかる懸念)

⇒ 制度面において海外直接投資を促進する環境を整えておくことは喫緊の課題  
(海外直接投資の自由化推進、投資資産の確実な保護等)

投資関連協定をめぐる現状：

協定に投資家に義務を負わせる規定を盛り込むケース、紛争解決の仕組みを排除しようとするケースが散見

⇒ このような動きに歯止めをかけるべく、経済界としてメッセージの発信が不可欠

➡ 二国間または複数国で投資関連協定(投資協定ならびに経済連携協定の投資章)を締結することで、投資自由化・保護の両面でレベルの高い投資ルールを形成していくことが重要

## II わが国にとっての投資関連協定の重要性

国際投資によるリターンがわが国の国際収支の黒字の源泉 (2018年度の貿易収支：約1.2兆円の黒字、所得収支：約20.8兆円の黒字)

2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定の署名・発効を目指す

成果：76の国・地域をカバー (2019年7月現在)

- CPTPP発効(2018年12月)
- 日EU・EPA発効(2019年2月)
- 日アルゼンチン投資協定の国会承認(2019年6月)

ただし

主要国における空白やレベルアップの必要性

- 日中韓投資協定、日露投資協定は、自由化型ではない
- 既存の投資関連協定のレベルアップの必要性 (アジア主要国)
- 米国のTPP離脱による、日米間の投資関連協定不在
- 日本企業のビジネス上の関心が高い国との協定は未実現 (ブラジル、南アフリカ等)

➡ 海外直接投資の一層の推進に向けて、投資関連協定を質量両面で充実させる必要

## III 投資関連協定に盛り込むべき内容

二国間交渉が基本だが、合意事項は、他国との交渉にも影響を与えかねない→安易に妥協することなく高水準の内容を目指すべき

1. 投資財産を幅広くカバー…ポートフォリオ投資を含む全ての資産を投資ルールの対象とする
2. 内国民待遇の確保…投資前(外資制限、参入制限等の撤廃)、投資後(売却、清算、撤退等に対する制限の撤廃)両方について保証する
3. 最恵国待遇の確保…第三国の投資家に与えられる待遇より不利でない待遇を与える旨を規定する
4. 特定措置の履行要求の禁止…現地調達要求(ローカルコンテンツ要求)、技術移転要求、ライセンス契約の下での使用料・期間の制限等を禁止する
5. 資金移転の自由…資金の移転が遅滞なく自由に行われることについて明記する
6. 公正衡平待遇の確保…投資家を投資受入国の一方的な国内法変更などに伴う不利益から保護する規定を設ける
7. セーフガードの禁止…外国資本の流入、既存の外国資本の活動の恣意的な制限を抑制する

8. 投資紛争解決

- 投資紛争の公正な解決が投資関連協定の実効性を担保する上での最後の砦
- 投資家が、投資受入国を直接相手取り仲裁に付託する制度を堅持
- 紛争解決の手段を国家対国家に限定する、また、紛争解決の仕組み自体を否定する動きに与せず

- ◆ ISDSの活用は、過去30年で大幅に増加
- ◆ ICSID付託案件の約64%が投資関連協定に基づく



投資紛争解決に関する新たな動き

- ◆ 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)におけるISDS見直し本格化。国家の規制権限重視の立場も多い。
- ◆ EUが投資裁判所制度(ICS)を導入 (=裁判官はあらかじめ指定、二審制)



投資紛争解決制度について、確保すべき点

- ① 公平性・中立性・独立性  
投資家と国家が仲裁人を選定
- ② 仲裁の迅速性  
判決取消、修正手続、二審制における上訴の要件を厳格化
- ③ 付託案件の妥当性  
紛争案件が公共政策に関係していることを理由として、一概に付託の対象外とすべきではない
- ④ 執行の確実性  
ICSID判決と同程度の第三国における執行力を確保

## IV 投資関連協定を締結すべき相手国・地域

実現すべき協定

- ◆ アジア：RCEP、日中韓FTA、タイのCPTPP加盟
- ◆ 北米・中南米：米国のTPP復帰、日メルコスールEPA、コロンビアのCPTPP加盟、日キューバ投資協定
- ◆ 欧州：Brexit後の日英協定、日露投資協定改定
- ◆ 中東・アフリカ：日トルコEPA、日イスラエルEPA、日南アフリカEPA  
中東・アフリカ諸国との交渉中の投資協定

## V 結びにかえて～国内規制の透明性確保・ビジネス環境整備の必要性～

- 投資が自由化されても、国内法が不透明で恣意的に運用されている場合、あるいは行政手続が煩雑な場合、事実上の投資障壁となるため、ビジネス環境整備が不可欠
- 「ビジネス環境の整備に関する小委員会」を設置し、これを有効に運用すべき